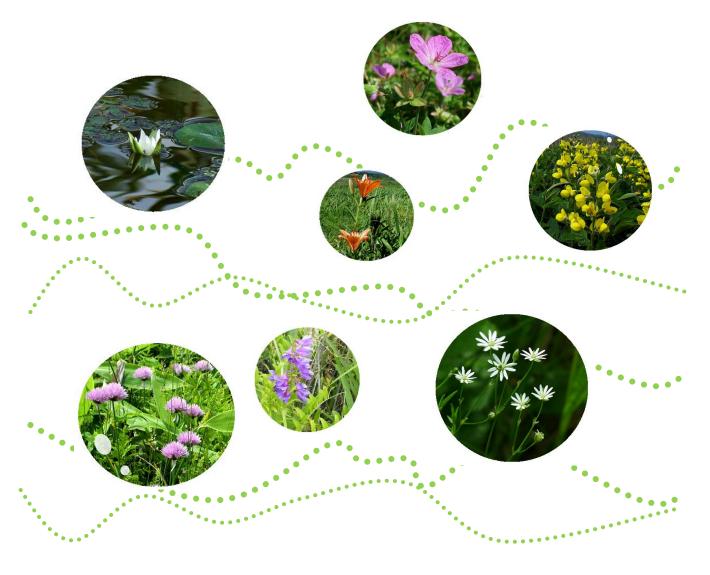
# 平成22年度版

# しらおいの環境

~人と自然が共生できる循環型社会の形成をめざすまち~



白 老 町

# しらおい環境のまち宣言

私たちのまち白老は、ポロトの森に代表される豊かな自然の中で、個性ある歴史と文化を育んできました。

私たちは、このかけがえのない環境を守り、将来に向けて引き 継いでいく責任があります。

私たちは、ここに自然とすべての生き物が共生できるまちを 目指し「環境を大切にするまち しらおい」を宣言し、次のこと を実行します。

- 1 私たちは、澄んだ空気と水、そして豊かな緑を大切にし、 環境にやさしいまちをつくります。
- 1 私たちは、ごみの減量化、リサイクルの推進、エネルギーの節約に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動します。

# はじめに

私たちのまち白老は、緑あふれる山々、清らかな川や湖、そして紺碧の太平洋など、 豊かな自然環境に恵まれ、これらの恵みを受けながら、自然といろいろな産業とが調 和したまちとして発展してきました。

しかし、これまで私たちの生活に物質的な豊かさと便利さをもたらした社会経済活動は、環境への負担を強いてきました。かつて、環境問題と言えば企業が原因となる大気汚染や水質汚濁などの公害が大きな問題でしたが、社会情勢の変化や環境問題の多様化により、自動車の増加による大気汚染、生活排水による水質汚濁や廃棄物の処理の問題、さらに温暖化やオゾン層の破壊による地球環境の問題などが、今や大きな問題となっています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来に引き継ぐ責任と義務があります。

このため、私たち自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの 認識に立ち、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型社会を築い て行く必要があります。

本町では、環境に対する基本的な方向性を示す「白老町環境基本条例」を平成16年9月に制定しました。平成10年10月に策定した「白老町環境基本計画」は、環境基本条例の基本的な考え方に基づき見直すことになり、平成18年1月に「白老町環境基本計画」(第2期)を策定しました。

また、平成16年10月、環境基本条例の制定に伴い、「環境を大切にするまちしらおい」を目指し、町民、事業者そして行政が一体となって地球環境の保全と、まちづくりに取組むため、「しらおい環境のまち」を宣言しました。

今後とも、人と自然が共生できる循環型社会の形成をめざし、町民の皆さまと一体 となって環境の保全と創造に取り組んでまいりたいと考えています。

この「しらおいの環境」は、平成21年度における本町の環境の概要をとりまとめたものです。

町民の皆さまに、白老の環境についての現状を知っていただき、身近な環境問題に 少しでも関心を持っていただくとともに、地球への環境負荷を減らすための行動を共 に実践していただくことを願っております。

第1章	総論						 	 	 1
第11	節 白老σ	)概況					 	 	 1
1	位 置	1					 	 	 1
2	他 勢	丸					 	 	 1
3	気 修	È					 	 	 1
4	人	1					 	 	 1
5	産 業	ŧ					 	 	 1
6	都市環境	ŧ					 	 	 2
第2章	公害の現	況					 	 	 3
第11	節 大気汚	染					 	 	 3
1	法・道条	€例によ	る特定が	ъ設σ	届出	状況	 	 	 3
2	大気汚染	<b>沙測定地</b>	点配置図	(			 	 	 4
3	二酸化硫	流黄濃度:	測定結界	Į			 	 	 5
4	二酸化窒	<b>屋素濃度</b>	測定結界	1			 	 	 7
5	浮遊粒子	·状物質	測定結界	Ę			 	 	 9
第21	節 水質汚	濁					 	 	 11
1	法による	特定施	設の届出	3状污	5		 	 	 11
2	河川・湖	招					 	 	 12
3	海 埻	ţ					 	 	 14
4	地下水	<					 	 	 15
5	ゴルフ場	揚排水					 	 	 15
第31	節 騒音・	振動							
1	法・道条	€例によ	る特定が	远設σ	届出	状況	 	 	 16
2	自動車騎	音測定:	結果	• • •			 	 	 20
3	環境騒音	到定結:	果	• • •			 	 	 21
第41	節 悪	臭		• • • •			 	 	 22
	道条例に								22
2	悪臭測定	≧調査結:	果 …	• • • •			 	 	 23
第5節	5 ダイオ	キシン類	Į				 	 	 24
1 ;	法による	特定施設	との届出	状況		,	 	 	 24
第6節	5 公害防.	止協定		• • •			 	 	 26
1	公害防止	協定に	基づく測	川定紀	果		 	 	 26

第7節 公害苦情の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
1 苦情対応の現状	27
第3章 自然環境保全の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第1節 地域や記念保護樹木の指定	28
1 優れた地域自然・身近な自然地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2 記念保護樹木	28
第2節 野生鳥獣保護の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2 鳥獣保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
参考資料	
環境基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
1 大気汚染に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2 水質汚濁に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3 騒音に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4 悪臭防止法に係る規制基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

#### 第1章 総 論

#### 第1節 白老町の概況

#### 1 位 置

白老町は、北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、総面積 425.75 k ㎡、東西 28 k m、南北 26.4 k mの行政区域を有しています。東は苫小牧市、西は登別市、南は太平洋をのぞみ、北部は千歳市、伊達市、壮瞥町に接しています。

主要交通幹線は、海岸線沿い国道36号に平行して道央自動車道が通り、それと交差するように南北方向には主要道道白老大滝線が通っています。

また、鉄道は、JR 北海道室蘭本線(駅が6箇所)が東西に町を貫いているほか、地方港湾白老港が整備されているなど交通アクセスに恵まれています。

#### 2 地 勢

町の南東から南西にかけて太平洋沿いに広がる平野で、東端から別々川・社台川・白老川・ブーベツ川・ウョロ川・フシコベツ川・敷生川・メップ川・アョロ川など数多くの水量豊かな中小河川が流れ、その流域の平野部には人家が集まり、市街地を形成しています。また、北東から北西にかけては、樽前山(1,041m)・白老岳(968m)・ホロホロ山(1,322m)・オロフレ山(1,231m)などが連なり、山岳地帯の大部分は国有林です。これらのほとんどが支笏洞爺国立公園に属し、倶多楽湖・ポロト湖・虎杖浜温泉郷・ポロトコタンなど、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれた町です。

#### 3 気 候

本町の気候は、北海道の中にあっては、比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域です。 過去 1 0年の平均気温は年平均 7.4<sup> $\circ$ </sup>C程度で、最高気温は 33.1<sup> $\circ$ </sup>C、最低気温は-17.4<sup> $\circ$ </sup>Cです。

風向きは、春から夏にかけて西風と南風、秋から冬にかけては北西の風が多く、風速は年平均2.7m/sです。6月から8月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となりますが、秋は長く安定した気候が続きます。

降水量は年平均 1,299mmと比較的多く、中でも山間部に位置する森野地区は道内でも 有数の豪雨集中地帯として知られ、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は降水量が極 めて少ない状況となっています。 ※参考データ:気象庁統計ほか

#### 4 人 口

男性9,449人女性10,318人

合計 19,767人

世帯数 9,688世帯 (平成22年3月末日現在)

#### 5 産 業

第1次産業人口	第2次産業人口	第3次産業人口	事業所数	製造品出荷額
6 5 4	2,785	5,281	7 3	649 億 4, 140 万円

※産業人口は、平成17年国勢調査による。事業所数、製造品出荷額は平成20年工業統計調査による。

#### 6 都市環境

# (1) 上水道普及率

区分 年度	給水区域内 人口	給水人口	普及率 (%)	給水普及 率(%)	給水可能 区域面積(ha)	導配水管 延長(m)
1 9	20, 247	20, 072	98. 6	99. 1	4, 652	278, 788
2 0	19, 989	19, 807	98. 5	99. 1	4, 652	279, 414
2 1	19, 644	19, 480	98. 5	99. 2	4, 652	279, 309

#### (2)公共下水道普及率

	区分	認可面積	整備済面積	整備率	水洗化済人口	整備区域内	水洗化率
1	年度	a (ha)	b (ha)	b/a (%)	c (人)	人口 d (人)	c/d (%)
	1 9	1, 062. 40	768. 70	72. 36	17, 148	18, 590	92. 24
	2 0	1, 062. 40	772. 56	72. 72	17, 256	18, 640	92. 58
	2 1	1,062.40	774. 35	72. 89	17, 413	18, 658	93. 33

# (3)し尿収集・処理状況

区分	収集対象	収集量(キロリツル)		1人1日当たり	年間処理量
年度	人口(人)	年 間	1日当たり	排出量(リットル)	(キロリツトル)
1 9	2, 630	5, 725	15. 6	5. 95	5, 725
2 0	2, 128	5, 675	15. 6	7. 30	5, 675
2 1	1, 684	5, 918	16. 2	9. 62	5, 918

# (4)ごみ収集・処理状況

区分	収集対象		排出量	<b>圭 (トン)</b>	1人1日当たり
年度	人口	世帯	年 間	1日当たり	排出量(グラム)
1 9	20, 616	9, 681	8, 119	22. 2	1,094
2 0	20, 310	9, 752	7, 567	20. 7	1,021
2 1	20, 042	9, 688	7, 866	21. 6	1,075

#### (5)不法投棄処理実績

年度区分	1 9	2 0	2 1
通報件数(件)	175	178	180
回 収 量(kg)	43, 600	41, 570	43, 450

(各年度末現在)

#### 第2章 公害の現況

#### 第1節 大気汚染

大気汚染とは、工場・事業場などから排出される汚染物質や自動車の排気ガスが大気中に放出され人の健康や動植物の生態に悪影響を及ぼすような大気の状態をいいます。 汚染物質としては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、オキシダント、一酸化炭素などがありますが、白老町では、北吉原測定局で二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などを測定しています。また、北海道では白老小学校敷地内に白老測定局を設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などを測定しています。

#### 1 法・道条例による特定施設の届出状況

#### (1) 大気汚染防止法に基づく届出

ばい煙発生施設

特定施設の種類	施 設 数
ボイラー	5 8
焼成炉	2
乾燥炉	1
廃棄物焼却炉	1
施 設 合 計	6 2
事 業 所 数	3 3

(平成22年3月31日現在)

#### 粉じん発生施設

特定施設の種類	施設数
堆積場	2 1
ベルトコンベア	4 3
破砕機	1 3
ふるい	1 1
施 設 合 計	8 8
事 業 所 数	1 5

(平成22年3月31日現在)

#### (2) 電気事業法に基づく特定施設の届出

	朱	施 設 数				
非常周	非常用予備発電設備					2
発電標	発電機					3
ボイ	ラー					1 0
	施	設	合	計		1 5
	事	業	所	数		3

## (3) 北海道公害防止条例に基づく届出

粉じん発生施設

特定施設の種類	施 設 数
原材料等置場	4
ベルトコンベア及びバケットコンベア	153
破砕機及び摩砕機	1 3
ふるい	1 7
分級機	1
セメントサイロ及びセメントホッパー	9
製粉機	0
乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並びにチッパー	1 3
混合施設及び調合施設並びに包装施設	0
ミキシングロール	0
施 設 合 計	2 1 0
事 業 所 数	2 5

(平成22年3月31日現在)

#### 2 大気汚染測定地点配置図(北吉原測定局)



#### 3 二酸化硫黄濃度測定結果

二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) は亜硫酸ガスとも呼ばれる無色の刺激臭の強い気体で、燃料中に含まれている硫黄分が燃焼の際、酸化されて二酸化硫黄として排出されます。呼吸器などに影響を及ぼすほか、森林や湖沼に影響を与える酸性雨の原因になるといわれています。

#### (1) 北吉原測定局測定結果

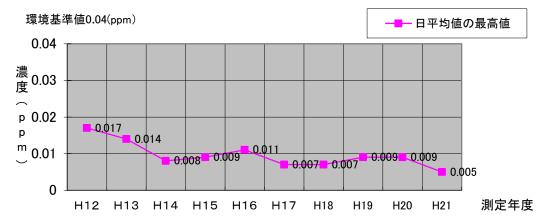
北吉原測定局で実施している常時測定の結果では、この10年、1時間値の1日平均値 (基準値0.04ppm)、1時間値(基準値0.1ppm)ともに、環境基準を下回っており、経年変 化についても、低い値のままほぼ横這いで推移しています。

年度	年平均	1 時	間値が	日平均	匀値が	1 時間値	日平均値	日平均	日 平 均 値 が
		0.1 p	pm を超	0.04pp	m を超	の最高値	の最高値	値の年	0.04ppm を超えた
		えた	時間数	えた日数とそ				間 2%除	日が 2 日以上連続
		とその	割合	の割合				外值	したことの有無
	ppm	時間	%	時間	%	ppm	ppm	ppm	有:× 無:○
19	0.001	0		0		0.034	0.009	0.005	0
20	0.001	0	_	0	_	0. 039	0.009	0.006	0
21	0.001	0		0		0.020	0.005	0.003	0

#### 二酸化硫黄 (ppm)

測定年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
環境基準	1時間位	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であ											
<b></b>	ること	<u>-                                    </u>											
年平均値	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0. 001	0.001	0.001	0.001	0.001			
日平均値 の最高値	0.017	0.014	0.008	0.009	0. 011	0.007	0.007	0.009	0.009	0.005			
1 時間値 の最高値	0.051	0. 039	0. 035	0.041	0. 031	0. 028	0. 017	0.034	0. 039	0.020			

#### 二酸化硫黄濃度



#### (2) 白老測定局

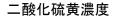
白老測定局における常時測定の結果では、この10年、1時間値の1日平均値(基準値0.04ppm)、1時間値(基準値0.1ppm)ともに、環境基準を下回っており、経年変化についても、低い値のままほぼ横這いで推移しています。

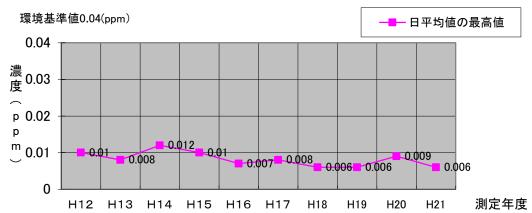
年度	年平均	1 時	間値が	日平均	匀値が	1 時間値	日平均値	日平均	日平均値が
		0.1 p	pm を超	0.04pp	m を超	の最高値	の最高値	値の年	0.04ppm を超えた
		えた	時間数	えた日数とそ				間 2%除	日が 2 日以上連続
		とその	割合	の割合				外值	したことの有無
	ppm	時間	%	時間	%	ppm	ppm	ppm	有:× 無:○
19	0.003	0	0.0	0	0.0	0.021	0.006	0.005	0
20	0.004	0	0.0	0	0.0	0. 028	0.009	0.006	0
21	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	0.005	0

二酸化硫黄(ppm)

測定年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21		
環境基準	1時間	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であ										
<b></b>	ること	<u>-                                    </u>										
年平均值	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003		
日平均値 の最高値	0.010	0.008	0.012	0.010	0.007	0.008	0.006	0.006	0.009	0.006		
1 時間値 の最高値	0.053	0.027	0.049	0.042	0. 026	0.019	0.026	0.021	0. 028	0.016		

(※観測データ:北海道より)





#### 4 二酸化窒素濃度測定結果

二酸化窒素  $(NO_2)$  は石炭や石油などの燃焼に伴い、燃料や空気中に含まれる窒素分が酸素と化合して発生し、高温になるほどその発生量が多くなります。発生源としては、工場のボイラーなどの固定発生源と、自動車などの移動発生源があります。

#### (1) 北吉原測定局

北吉原測定局で実施している常時測定の結果では、この10年、1時間値の1日平均値が環境基準を下回り、経年変化についても、低い値のままほぼ横這いで推移しています。

年度	年平均	日 平 埃	」値 が	1 時間値	日平均値	日平均値の
		0.06ppm 3	を超えた	の最高値	の最高値	年間 98%値
		日数とその	り割合			
	ppm	時間	%	ppm	ppm	ppm
19	0.011	0	_	0.046	0.024	0.020
20	0.009	0	_	0.042	0.020	0.017
21	0.009	0	_	0.052	0.021	0.018

二酸化窒素(ppm)

測定年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21		
環境基準	1 時間 <sup>(</sup> ること	時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であ こと										
年平均値	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012	0. 011	0.010	0.011	0.009	0.009		
日平均値 の最高値	0. 025	0.024	0. 025	0. 029	0. 023	0. 023	0.024	0.024	0.020	0. 021		
1時間値 の最高値	0.067	0.049	0. 055	0. 049	0. 046	0. 048	0. 041	0.046	0.042	0. 052		

#### 二酸化窒素濃度



#### (2) 白老測定局測定結果

白老測定局で実施している常時測定の結果について、この10年、1時間値の1日 平均値が環境基準を下回り、経年変化についても、低い値のままほぼ横這いで推移し ています。

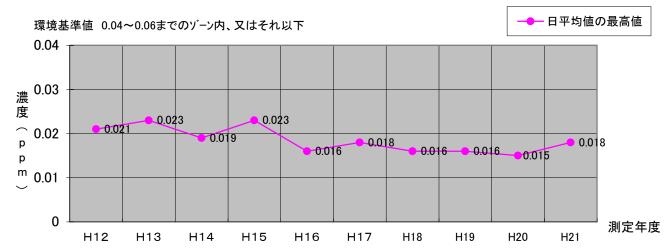
年度	年平均	日 平	均 値 が	1 時間値	日平均値	日平均値の
		0.06pp	m を超えた	の最高値	の最高値	年間 98%値
		日数と	その割合			
	ppm	時間	%	ppm	ppm	ppm
19	0.007	0	0.0	0.040	0.016	0.014
20	0.006	0	0.0	0. 036	0.015	0.013
21	0.006	0	0.0	0.041	0.018	0.013

二酸化窒素(ppm)

測定年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21		
環境基準	1 時間( ること	時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であっこと										
年平均値	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008	0. 007	0.006	0.007	0.006	0.006		
日平均値 の最高値	0.021	0.023	0.019	0. 023	0. 016	0. 018	0.016	0.016	0.015	0.018		
1時間値 の最高値	0.054	0.056	0.050	0.046	0. 043	0. 043	0.040	0.040	0. 036	0. 041		

(※観測データ:北海道より)

#### 二酸化窒素濃度



#### 5 浮遊粒子状物質濃度測定結果

浮遊粒子状物質 (SPM) とは、大気汚染物質のうちで、沈降せずに大気中に浮遊する 粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン (1/1,000mm) 以下のものをいいます。

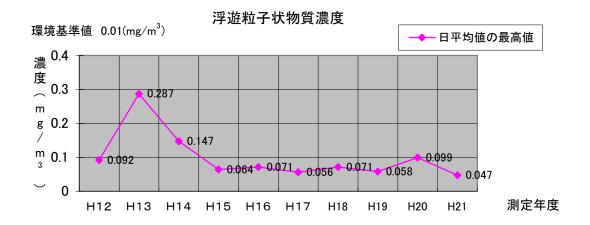
#### (1) 北吉原測定局測定結果

北吉原測定局で実施している常時測定の結果について、この10年間において環境基準 を超過したデータが観測されていますが、その主な原因としては黄砂などの自然現象によ る影響が考えられます。

年度	年平均	1 時	間値が	日平均	匀値が	1 時間値	日平均値	日平均	日 平 均 値 が
		0.20m	g/m³を	0.10mg	$\mathrm{g/m^3}$ $\epsilon$	の最高値	の最高値	値の年	0.10mg/m³ を超え
		超え	た時間	超えた	日数と			間 2%除	た日が2日以上連
		数と	その割	その割	合			外值	続したことの有無
		合							
	${\rm mg/m^3}$	時間	%	時間	%	${\rm mg/m^3}$	${\rm mg/m^3}$	${\rm mg/m^3}$	有:× 無:○
19	0.016	0		0	_	0. 166	0.058	0.039	0
20	0.016	4	0.0	0	_	0. 326	0.099	0.053	0
21	0.013	1	0.0	0	_	0. 240	0.047	0.036	0

浮遊粒子状物質 (mg/m³)

測定年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21		
環境基準	1時間	時間値の1日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m³										
<b>垛児</b>	以下で	下であること										
年平均値	0. 021	0. 021	0. 019	0. 018	0. 018	0. 018	0. 017	0. 016	0. 016	0.013		
日平均値の 最高値	0.092	0. 287	0. 147	0.064	0. 071	0.056	0.071	0.058	0. 099	0. 047		
1時間値の 最高値	0. 266	0.603	0. 376	0. 159	0. 166	0. 141	0. 237	0. 166	0. 326	0. 240		



#### (2) 白老局測定結果

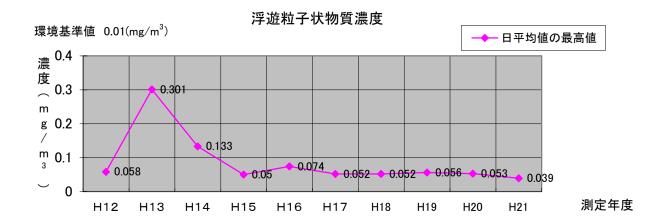
白老測定局で実施している常時測定の結果について、この10年間において環境基準を超過したデータが観測されていますが、その主な原因としては黄砂などの自然現象による影響が考えられます。

年度	年平均	1 時	間値が	日平均	匀値が	1 時間値	日平均値	日平均	日 平 均 値 が
		0.20m	g/m³を	0.10mg	y/m³ を	の最高値	の最高値	値の年	0.10mg/m³ を超え
		超え	た時間	超えた日数と				間 2%除	た日が2日以上連
		数と	その割	その割	合			外值	続したことの有無
		合							
	${\rm mg/m^3}$	時間	%	時間	%	${\rm mg/m^3}$	${\rm mg/m^3}$	${\rm mg/m^3}$	有:× 無:○
19	0.016	0	0.0	0	0.0	0. 171	0.056	0.039	0
20	0.016	0	0.0	0	0.0	0. 172	0.053	0.046	0
21	0.012	1	0.0	0	0.0	0. 222	0.039	0.031	0

浮遊粒子状物質 (mg/m³)

測定年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
環境基準		時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以であること									
年平均値	0.017	0. 018	0. 016	0. 015	0. 015	0.015	0.016	0.016	0.016	0. 012	
日平均値の 最高値	0. 058	0. 301	0. 133	0. 050	0.074	0.052	0.052	0.056	0. 053	0. 039	
1時間値の 最高値	0. 142	0.635	0. 294	0. 133	0. 164	0.309	0. 148	0. 171	0. 172	0. 222	

(※観測データ:北海道より)



#### 第2節 水質汚濁

公共用水域の監視は、水質汚濁防止法第16条に基づき、環境基準類型指定水域を対象に北海道が毎年度策定する水質測定計画により、白老町も水質測定を分担して行っていますが、町独自でも河川や湖沼での水質測定を行っています。

#### 1 法による特定施設の届出状況

#### (1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出

特定施設の種類	施設数
鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2
畜産農業又はサービス業の用に供する施設	2
水産食料品製造業の用に供する施設	4 1
飲料製造業の用に供する施設	4
動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	4
動植物油脂製造業の用に供する施設	1
めん類製造業の用に供する施設	1
パルプ・紙又は紙加工品製造業の用に供する施設	3 0
無機顔料製造業の用に供する施設	3
医薬品製造業の用に供する施設	0
生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	4
砕石業の用に供する施設	4
砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	5
旅館業の用に供する施設	3 8
洗たく業の用に供する施設	1
自動式車両洗浄施設	6
産業廃棄物処理施設	0
し尿処理施設	4
下水道終末処理施設	1
特定事業場から排水される水の処理施設	2
施 設 合 計	1 5 3
事 業 所 数	7 3

#### 2 河川・湖沼

白老町では、平成20年度に河川等の水質調査を、河川で15ヶ所、湖沼で2ヶ所、湧水1ヶ所で行っています。その内、白老川と倶多楽湖では環境基準の類型指定がされています。

平成21年河川水等水質測定結果(生活環境項目)

(数値が2段あるものは2回以上測定実施。上段:最小値、下段:最大値)

<u></u>			BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数
測定地点	類型	рН	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(MNP/100ml)
	河川 AA	6.5~8.5	1以下		25 以下	7.5以上	50 以下
環境基準	河川 A	6.5~8.5	2以下	1以下	25 以下	7.5以上	1,000以下
<b>然 先 圣</b> 平	湖沼 AA	6.5~8.5			1以下	7.5以上	50 以下
	指定なし						
社台川(国道橋)	指定なし	6. 9	0. 7	2. 0	16. 0	8.8	49. 0
ヨコスト川 (1 号通り橋)	指定なし	7. 6	1. 1	4. 9	2.6	12.0	220
   白老川(森野橋)	河川 AA	4.8	<0.5	1. 1	2.0	10.0	11.0
口石/川(林丹川)		4.8	0.0	1. 1	2.0	10.0	11.0
白老川(御料地橋)	河川A	6.9	<0.5	1. 2	2.0	9. 2	33. 0
口名川(岬籽地備)		6.9	0.0	1. 2	2.0	9. 2	33. 0
白老川(白老橋)	河川A	6. 7	<0.5	<0.5	1.0	10. 5	350. 0
	{₱↓/ □   A	6. 7	<0.5	<0.5	1.0	10.5	350.0
ブウベツ川 (風雨別橋)	指定なし	7. 0	<0.5	1. 5	<1.0	14.0	130
ウヨロ川 (国道橋)	指定なし	6. 7	0.7	1.6	4.5	8. 9	49.0
フシコベツ川(みらい橋)	指定なし	7. 0	1. 2	4. 3	4. 5	11.0	3300
敷生川 (国道橋)	指定なし	7.3	<0.5	0.9	<1.0	23. 0	13. 0
トプシナイ川(飛生川合流地点手前)	指定なし	7. 3	1.5	4.6	26.0	12. 0	490. 0
飛生川 (ブルブイ橋)	指定なし	7. 4	1. 0	1. 1	1.6	12.0	140.0
メップ川(国道橋)	指定なし	7. 2	0. 7	3. 2	3.8	9. 9	490
メップ川(目府橋下)	指定なし	7. 6	1.0	1. 4	1.6	12.0	170.0
アヨロ川 (国道橋)	指定なし	7. 0	1. 3	3.0	5. 3	9. 1	4, 900
アヨロ川 (河口)	指定なし	6. 5	8. 2	3.8	4.0	11.0	>24, 000
旧日鉄鉱山湧水	指定なし	3.0	0.5	<1.0	<1.0	3.6	>24, 000
ポロト湖(湖心)	指定なし	7.0	1.6	5.8	2. 2	9.8	49. 0
倶多楽湖	湖沼 AA	7. 2	0.9	1. 6	<1.0	9. 4	13.0

※調査事業主体:白老川(森野橋、御料地橋、白老橋)、倶多楽湖については、北海道及び白老町。これ 以外の地点については、白老町。

- (1) BOD (生物化学的酸素要求量) 水中の汚濁物質 (有機物) が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量のこと。河川の汚濁状況の指標となるもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。
  - (2) COD (化学的酸素要求量) 水中の汚濁物質 (主として有機物) を化学的に酸化する時に 消費される酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したもので、この数値が大きいほど 水は汚濁されていることを示します。
  - (3) SS(浮遊物質量) 水中に浮遊している小粒状の懸濁性物質で、水をガラス繊維ろ紙でろ過した時、ろ紙に残留するものです。
  - (4) DO(溶存酸素量) 水中に溶けている酸素量のこと。河川等の水質が有機物で汚染されると微生物作用により有機物が分解し、溶存酸素が消費され、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の存在が脅かされる、きれいな水ほど酸素は多く含まれています。
  - (5) 〈の付いた数値は、それぞれの測定値が定量下限を下回っていることを示します。

平成21年河川水等水質測定結果(健康項目)

有害物質	カト゛ミウム	シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	РСВ
有古初貝	Nr 39A	7)7	平口	/\1 <u>Ш</u> /	144余	心八致	) ルイル /八 国民	РСБ
測定地点	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)	(mg/1)
環境基準	0.01以下	検出され	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下	検出され	検出され
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ないこと					ないこと	ないこと
社台川 (国道橋)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ウヨロ川(国道橋)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
敷生川 (国道橋)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
飛生川 (ブルブイ橋)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005
メップ川(国道橋)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アヨロ川(国道橋)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポロト湖(湖心)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
倶多楽湖(湖心)	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
旧日鉄鉱山湧水	<0.001	<0.1	0.002	<0.005	0.040	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※調査事業主体:白老川(森野橋)については北海道、白老川(御料地橋、白老橋)については、北海道及び白老町。これ以外については白老町。

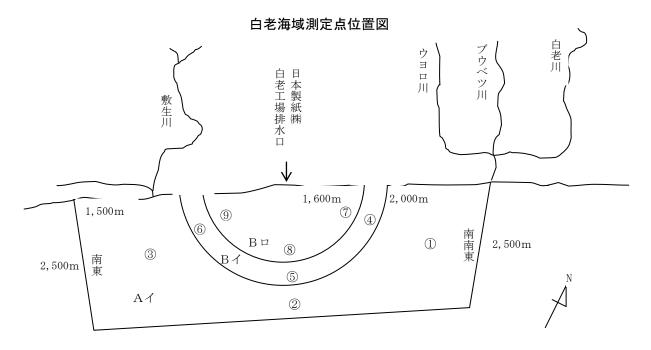
- (1)「検出されないこと」とは、環境大臣が定める検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- (2) 〈の付いた数値は、それぞれの測定値が定量下限を下回っていることを示す。

類型指定されている河川・湖沼におけるBOD (COD) の過去5年間の基準達成状況

			*	*				
水系名	類型指定	BOD(COD)の基準達成の判定(○:達成、×:未達成)						
	類望指足	H17 年度	H18 年度	H18 年度	H20 年度	H21 年度		
白老川上流	河川AA	0	0	0	0	0		
白老川下流	河川A	0	0	0	0	0		
倶多楽湖	湖沼AA	0	0	0	0	×		

#### 3 海 域

白老町の海域は、図のとおり類型指定されており、平成21年度は、①から⑨の9ヶ所で水質調査を行っています。



※白老町の海域では、A類型の「イ」、B類型の「イ」、「ロ」が指定されており、イは直ちに達成、ロは5年以内に達成することが定められています。

平成21年度海域水質測定結果(生活環境項目) (上段:表層値、下段:水深2m値)

測定地点	類型	pH (mg/l)	DO (mg/ $\ell$ )	COD (mg/ $\ell$ )	大腸菌 群数 (MPN/100 m@)	n-ヘキサン 摘出物 (mg/0)	全亜鉛 (mg/0)
環境基準	A類型	7.8~8.3	7.5以上	2以下	1,000以下	検出されない	_
<b>垛児</b> 基中	B類型	7.8~8.3	5以上	3以下	-	こと	_
S T – 1	A類型	8. 2	9. 2	1.8	23	<0.5	<0.001
51-1	A類型	8. 1	8.9	1.6		_	_
S T - 2	A類型	8.2	9.0	1. 7	23	<0.5	<0.001
51 2	A類生	8.2	8.9	1. 7	_	_	_
S T - 3	A類型	8.2	8.9	1. 7	23	<0.5	<0.001
51-5	A類型	8.2	8. 7	1. 4	_	_	_
ST-4	B類型	8.2	9. 2	1.6	_	<0.5	<0.001
51 4	D類生	8.2	9.0	1.6	_		_
ST-5	B類型	8.2	8.9	1.6	_	<0.5	<0.001
31-5	D類望	8.2	8.8	1.8			_
ST-6	B類型	8. 2	8.9	1. 6		<0.5	<0.001
31-6	D類望	8.2	8.9	1.6		_	_

C.T. 7	3 T - 7 B類型	8.2	9. 4	1.8	_	<0.5	0.003
51-7		8. 2	8.8	1. 7	_	_	_
S.T. 9	ST-8 B類型	8. 2	9. 1	1.8	_	<0.5	0.002
51-8		8.2	8. 4	1.6	_	_	_
ST-9		8.2	9. 4	1.6	_	<0.5	0.001
51-9	B類型	8. 2	8. 7	1. 7	_		_

※ 調查事業主体:北海道、白老町

類型指定されている海域におけるСОDの過去5年間の基準達成状況

水系名	類型指定	C O D の基準達成の判定(○:達成、×:未達成)						
八	類空相足	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度		
白老海域(1)	海域B	0	0	0	0	0		
白老海域(2)	海域B	0	0	0	0	0		
白老海域(3)	海域A	0	0	0	0	0		

※ 環境省公表データより

#### 4 地下水

町内飛生地区では過去に牧草地への過剰な施肥や不適切な生活排水により地下水が汚染されたことから、継続して地下水の検査を実施しています。平成21年度に白老町が実施した地下水水質検査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が基準を超えた井戸は2箇所ありました。

地下水水質検査結果 (飛生地区)

(単位:基準値を超過している箇所)

	水質基準	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素	10mg/0 以下	5	7	10	6	6	4	3	3	2
大腸菌	不検出	13	1	0	0	0	0	0	0	6

#### 5 ゴルフ場排水

町では、「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」を定め、毎年ゴルフ場の排 水調査を行っていますが、各項目とも排出基準を超えていません。

#### 第3節 騒音・振動

騒音とは、一般に大きな音や不快な音など、日常生活を快適に過ごす上で支障となる音のことで、人の感覚に直接影響を与え、感覚公害と呼ばれていますが、騒音の影響は、音の大きさだけでなく、その人の音に対する感受性やその時の心理的な要因により大きく左右されると言われています。

最近では、工場や事業場からの騒音ばかりではなく、住宅の過密化や生活様式の多様 化により、隣近所からの騒音の苦情も増えており、住民一人ひとりの周囲の環境に対す る思いやりが必要です。

振動については、工場・事業場、建設作業や道路交通などから発生する地盤振動が家屋に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源が騒音と同じことが多く、騒音ととともに発生することが多くなっています。

また、白老町では、騒音については、騒音規制法に基づき昭和48年に規制地域の指定を受け、振動については、振動規制法に基づき昭和56年に規制地域の指定を受け規制指導を行っています。

#### 1 法・道条例による特定施設の届出状況

#### (1) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

特定施設	みの種類	施設数
金属加工機械	圧延機械	0
	製管機械	0
	ベンディングマシン	1
	液圧プレス	3
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	1
	ワイヤーフォーミングマシン	0
	ブラスト	0
	タンブラー	0
空気圧縮機及び送風機		3 8 6
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機	<b>送</b> 、	1.0
ふるい及び分級機		1 0
織機		0
7.4 1. 口 / 7. + + 4.1 \ / + 4.6 \	コンクリートプラント	6
建設用資材製造機	アスファルトプラント	0
穀物用製粉機		0
木材加工機械	ドラムバーカー	3
	チッパー	9
	砕木機	0
	帯のこ盤	2 3
	丸のこ盤	18

かんな盤	1 1
抄紙機	6
印刷機械	7
合成樹脂用射出成形機	0
鋳型造型機	0
施 設 合 計	4 8 5
事 業 所 数	3 3

(平成22年3月31日現在)

# (2)振動規制法に基づく特定施設の届出

特定施設 0	つ 種 類	施設数
金属加工機械	液圧プレス	2
	機械プレス	0
	せん断機	2
	鍛造機	3
	ワイヤーフォーミングマシ	0
	ン	0
圧縮機		3 8
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、		1 0
ふるい及び分級機		1 0
織機		0
コンクリートブロックマシン並びにコ		
ンクリート管製造機械及びコンクリー		1 1
卜柱製造機械		
木材加工機械	ドラムバーカー	4
	チッパー	1 2
印刷機械		6
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
合成樹脂用射出成形機		0
鋳型造型機		0
施 設 合 計		8 8
事 業 所 数		2 4

# (3) 北海道公害防止条例に基づく届出

騒音発生施設

特 定 施 設 0	D 種 類	施設数
金属加工の用に供する施設	圧延機械	0
	製管機械	0
	ベンディングマシン	0
	液圧プレス	1
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	0
空気圧縮機及び送風機		1 3
窯業製品又は土石製品の製造の用に		
供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分		6 3
級機		
建設用資材の製造の用に供する施設	コンクリートプラント	6
建設用質材の製造の用に供りる肥設	アスファルトプラント	0
穀物用製粉機		0
木材の加工の用に供する施設	ドラムバーカー	6
	チッパー	3
	砕木機	6
	帯のこ盤	2
	丸のこ盤	6
	かんな盤	2
抄紙機		0
印刷機械		3
合成樹脂用射出成形機		0
鋳型造型機		0
施設合計		1 1 2
事 業 所 数		2 0

#### 振動発生施設

特定施設の	) 種 類	施設数
金属の加工の用に供する施設	液圧プレス	1
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	0
	ワイヤーフォーミングマシ	0
	ン	O
圧縮機		6
遠心分離機		0
窯業製品又は土石製品の製造の用に供		
する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級		4 6
機		
織機		0
コンクリート製品の製造の用に供する	コンクリートブロックマシ	1
施設	ン	1
	コンクリート管製造機	0
	コンクリート柱製造機	0
	コンクリートプラント	5
木材加工の用に供する施設	ドラムバーカー	2
	チッパー	2
印刷機械		0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
合成樹脂用射出成型機		0
鋳型造型機		0
施 設 合 計		6 4
事 業 所 数		1 7

#### 2 自動車騒音測定結果

白老町では、自動車騒音についての実態を把握するため、国道36号沿線で毎年同時期 に測定を行っています。

測定結果は、10年以上連続で環境基準を超える状況になっています。

国道36号沿道自動車交通騒音測定結果

(単位:dB)

区分	基準	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
昼	環境基準:70	73	74	74	73	74	73	72	73	73	72
間	要請限度:75	20	74	14 14	15	74	13	12	13	13	14
夜	環境基準:65	71	71	71	70	70	70	70	GO.	GO.	G Q
間	要請限度:70	71	71	71	70	70	70	70	69	69	68

1 測定地点 白老町高砂町 4 丁目 4 3 6 - 7 0

2 車 線 数 4 車線

3制限速度 60km/h

4 数 値 等価騒音レベル (Leq)

- (1) 等価騒音レベル:騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化する場合に、一定時間内で変動する騒音をエネルギー量としてとらえ、その騒音エネルギーを時間平均したもの
- (2) 要請限度:市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、公安委員会に対し改善などを要請する際の基準

#### 3 環境騒音測定結果

白老町では、環境騒音測定を町内20地点、町と公害防止協定を結ぶ4事業所の敷地境界11地点で定期的に測定を行いました。

環境騒音測定と4事業所の測定結果については、概ね基準以下となっており、基準を超 えた場合は、事業者に改善を要請しています。

環境騒音測定結果 (単位:dB)

地		測定地点	地域 類型	環境 基準	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	51. A	社台小学校	В	70	59	59	59	59	58	63	59	65	64	64
1	社 台	黒田商店	В	65	50	50	41	53	54	48	47	44	51	52
	末広町3丁目	末広公園	A	55	48	50	41	47	53	46	45	45	52	47
	日の出町3丁目	さくら幼稚園	A	60	63	61	59	64	59	53	56	56	60	59
	川沿2丁目	美園児童公園	A	55	44	47	43	50	46	45	46	49	53	45
白	大町3丁目	道銀白老支店	С	65	52	56	52	52	56	54	54	54	53	57
老	本町1丁目	総合体育館	В	65	55	52	49	53	46	49	53	53	53	52
	川沿4丁目	白老交通	A	60	50	52	52	48	51	49	50	56	55	48
	高砂町2丁目	白老生活館	В	65	47	54	47	48	51	45	43	42	42	47
	高砂町3丁目	旧前田自工	С	65	64	62	60	60	53	50	57	59	57	54
		萩野駅	С	65	49	50	46	48	49	47	51	58	50	44
ž	荻 野	萩野中学校	A	60	49	48	52	50	48	47	47	48	56	57
		はまなす保育園	В	65	47	58	50	54	52	53	56	62	54	51
		北吉原生活館	В	65	47	55	52	55	51	54	54	54	46	57
;	北 吉 原	北吉原児童公園	С	65	56	58	55	53	54	56	53	53	55	61
		北吉原運動公園	В	70	60	54	55	58	51	59	54	48	53	65
,	竹 浦	竹浦中学校	A	55	47	50	44	46	55	45	42	44	49	53
	1.1 4用	竹浦駅	В	65	55	55	54	54	60	53	54	53	54	53
	<b>売 杖 浜</b>	虎杖小学校	В	65	51	52	57	51	51	51	50	54	56	54
,	<b>た 杖 浜</b>	いぶり中央漁協	В	65	68	66	61	61	62	60	62	61	63	52

- (1) 値は全て等価騒音レベル (Leq)
- (2) 地域類型 A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (3) 記載の環境基準は時間の区分を昼間とし、測定場所の現況に応じ、「道路に面する地域」 またはそれ以外の地域の基準値を適用する。(P25「騒音に係る環境基準」を参照)
- (4) 社台小学校及び北吉原運動公園は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を適用する。(P25「騒音に係る環境基準」を参照)

#### 第4節 悪 臭

悪臭とは、事業活動や人の活動に伴って発生する臭気で、日常生活に好ましくない影響を与えるような臭いのことをいいます。

#### 1 道条例による特定施設の届出状況

# (1) 北海道公害防止条例に基づく届出

悪臭発生施設

特定	施設の種類		施設数
1	動物の飼養又は収容の用に供する施	飼料施設	1 1 0
	設	し尿施設	6 3
	肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥		1 1
	施設		
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯		0
	りゅう沈でん施設		
3	飼料又は肥料の製造の用に供する原		1
	料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮		
	混合施設及び乾燥施設		
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯り		0
	ゅう沈でん施設		
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用		1 3
	に供する蒸解施設、薬液回収施設及		
	び廃液貯りゅう沈でん施設		
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理		0
	施設及び焼却施設		
	施 設 合 計		198
	事 業 所 数		1 6

#### 2 悪臭測定調査結果

白老町では、毎年6事業所で悪臭測定調査を定期的に実施しています。この10年間では3事業所で規制基準を超えたことがあります。

悪臭物質測定結果 (単位:ppm)

測定事業場												
	項目	基準	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
紙・パルプ製造	硫化水素	0. 02	0. 0050	0.0026	0.0120	0.0072	0. 0160	0. 0023	0. 0051	0.0019	0. 0011	0. 0015
用施設 (北海道公書防	メチルメルカフ <sup>°</sup> タン	0. 002	0.0018	0.0005	0.0019	0.0004	0.0014	<0.0004	0.0020	0.0013	0. 0007	<0.0004
止条例に基づく特定施設)	硫化メチル	0. 01	0.0092	0.0091	0.0130	0.0074	0.0094	0.0091	0.0098	0.0096	0.0083	0. 0037
(年5回測定)	二硫化メチル	0. 009	0. 0023	0.0019	0.0012	0.0010	0. 0014	0. 0026	0. 0022	0. 0007	0.0013	0. 0009
医薬品·医薬部	硫化水素	0. 02	0.0005	<0.0004	<0.0004	0.0004	0. 0008	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0007	<0.0004
外品製造用施	メチルメルカフ゜タン	0. 002	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0006	<0.0004
設	硫化メチル	0. 01	<0.0002	<0.0002	0.0019	<0.0002	0. 0038	<0.0002	0.0010	<0.0002	<0.0002	<0.0002
(年4回測定)	二硫化メチル	0. 009	<0.0002	<0.0002	0. 0055	<0.0002	0. 0039	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0005	<0.0002
	アンモニア	1	0. 20	<0.10	0. 10	<0.10	<0.10	<0.10	0. 10	0. 10	<0.1	<0.1
	トリメチルアミン	0.005	0.0006	0.0009	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アセトアルテ゛ヒト゛	0.05	0. 0120	0.0160	0. 0200	0.0280	0. 0330	0.0230	0.0230	0. 0150	0.0090	0. 0028
	スチレン	0.4	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
動物の収容等	硫化水素	0.02	<0.0004	<0.0004	0.0008	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004
施設	アンモニア	1	0.30	0. 10	0. 50	0. 30	0. 20	0. 20	<0.1	< 0.1	<0.1	<0.1
(年2回測定)	トリメチルアミン	0.005	<0.0005	0.0033	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	プロピオン酸	0.03	0. 0021	0. 0019	0.0020	0.0007	0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0006	<0.0005	0.0005
3 施設の 最高値	リルマル酪酸	0.001	0.0013	0.0019	0.0006	<0.0005	0.0009	0.0005	0.0033	0.0005	0.0007	0. 0007
	ノルマル吉草酸	0.0009	0.0014	0.0016	<0.0005	0.0050	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	(ソ吉草酸	0. 001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
飼料又は肥料	硫化水素	0. 02	<0.0004	0.0015	<0.0004	0.0005	0.0033	0.0033	<0.0004	<0.0004	0.0045	0. 0045
の用に供する	メチルメルカフ゜タン	0.002	<0.0004	0.0018	<0.0004	0.0016	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
施設	硫化メチル	0. 01	<0.0002	0.0002	0.0004	<0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	<0.0002	0.0003	<0.0002
(年2回測定)	二硫化メチル	0.009	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.0002	0.0003	0.0007	0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002
	アンモニア	1	0. 10	0.60	0. 20	0. 10	0. 10	0. 13	<0.1	0. 10	<0.1	0.10
	トリメチルアミン	0.005	0.0043	0.0037	<0.0005	0.0027	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アセトアルテ゛ヒト゛	0.05	0.0087	0.0100	0. 0310	0. 0370	0. 0110	0.0240	0.0160	0.015	0.0110	0. 011
	スチレン	0.4	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

(1) 測定値については年間最大値を採用、網掛けの数値は規制基準を超えた値

#### 第5節 ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の焼却や化学物質製造の過程などで 非意図的に生成され、人に対する発がん性や催奇形性があるとされています。

#### 1 法による特定施設の届出状況

#### (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出

大気排出基準適用施設

特 定 施 設 の 種 類	施設数					
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0					
製鋼の用に供する電気炉	0					
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉						
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0					
廃棄物焼却炉	4					
施 設 合 計	4					
事 業 所 数	3					

(平成22年3月31日現在)

#### 水質排出基準適用施設

特 定 施 設 の 種 類	施設数
パルプ製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	3
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0
硫酸カリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0
アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0
塩素又は塩素化合物による担体付き触媒製造用焼成炉の用廃ガス洗浄施	0
塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0
塩化ニトロシルによるカプロラクタム製造施設(硫酸濃縮施設、シクロヘキ	0
サン分離施設、廃ガス洗浄施設)	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設(水洗施設、廃ガス洗浄施	0
設)	<u> </u>
四一クロロフタル酸水素リウム製造施設(ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗	0
浄施設)	<u> </u>
二・三一ジクロロー一・四一ナフトキノン製造施設(ろ過施設、廃ガス洗	0
净施設)	
ジオキサジンバイオレット製造施設(ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘	0
導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキ	İ
サジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設)	1
アルミニウム又はその合金製造用焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉のガス処理施	0
設 (廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)	
担体付き触媒からの金属回収施設(ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設)	0
別表第一第五号の廃棄物焼却炉のガス処理施設(廃ガス洗浄施設、湿式集	2
じん施設)及び当該廃棄物の灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三							
号に掲げる施設							
フロン類の破壊施設(プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施	0						
設)							
下水道終末処理施設							
第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出	0						
される水の処理施設							
施 設 合 計	5						
事 業 所 数	2						

#### 第6節 公害防止協定

白老町では、地域住民の健康の保護と環境保全の確保を目的として、事業活動によって生じる公害を未然に防止するため、次の会社と公害防止協定を締結しています。

- 日本製紙株式会社
- ・ 有限会社 胆振協同ミール
- ・ 株式会社 エポック・サービス
- 農業生産法人有限会社 安愚楽共済農場
- ・ 株式会社 ケイホク
- ・ 毛笠コンクリート株式会社
- ・ 株式会社 マルトラ
- 共信建設株式会社

## 1 公害防止協定に基づく測定結果 (日本製紙株式会社白老工場)

(大気測定結果)

物質名	単位	協定値	測定値(最大値)
いおう酸化物	m³ N/時	400以下	51. 1
窒素酸化物	m³ N/時	140以下	75. 6
ばいじん	Kg/時	160以下	28.6

#### (水質測定結果)

物質名	単位	協定	定値	測定値			
物貝石	単位	最 大	日間平均	最 大	日間平均		
化学的酸素要求量(COD)	${\rm mg}/1$	160 以下	120 以下	119	97		
浮遊物質(SS)	${\rm mg}/1$	90	70 以下	57	25		
水素イオン濃度(pH)		5.0	~9.0	6.0	~8.0		
ダイオキシン類	Pg-TEQ/1	10 以下		10 以下		0.0082	
排水量	m³∕∃	280, 00	00 以下	17	70, 800		

#### (臭気測定結果)

物 質 名	単位	協定値	測定値(最大値)		
メチルメルカプタン	レメルカプタン ppm		0.0004 未満		
硫化水素	ppm	0.02以下	0.0073		
硫化メチル	ppm	0.01以下	0.0009		
二硫化メチル	ppm	0.009以下	0.0004 未満		

#### (騒音測定結果)

	時 刻	単位	協定値	測定値(最大値)
朝 夕	6:00~8:00 19:00~22:00	dB (A)	65 以下	58
昼間	8:00~19:00	dB (A)	70 以下	58
夜間	22:00~6:00	dB (A)	60 以下	58

#### 第7節 公害苦情の現況

#### 1 苦情対応の現状

平成21年度における公害苦情件数は25件で、大気汚染が21件、水質汚濁2、悪臭が3件でした。

大気汚染の苦情の原因のほとんどが、野外で行われる廃棄物の焼却によるもので、悪臭 も伴う苦情がほとんどです。

平成13年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、法の処理基準に従って行う場合や風俗習慣上又は宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却などを除き、廃棄物は焼却できないことになりました。町では、広報誌などで定期的に屋外でのごみ焼却の禁止を呼びかけるほか、パトロール時や通報など発見した場合は、指導を行っています。

このほか苦情情報が寄せられた場合は、直ちに現場での調査を実施し、原因の究明に当たり、原因が明らかな場合は、原因者に対して関係法令に基づく指導等を行っています。

 公害の種類
 件数(件)
 申 立 内 容

 大気汚染
 2 1 野焼きの煙

 水質汚濁
 2 浄化槽汚泥の流出に伴う苦情、温泉排水に伴う苦情

 悪 臭
 2 養豚場に伴う悪臭苦情、水産加工品に伴う悪臭苦情

 計
 2 5

平成21年度 公害苦情の種類別件数

#### 第3章 自然環境保全の現況

#### 第1節 地域や記念保護樹木の指定

#### 1 すぐれた自然地域・身近な自然地域

白老町内には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、 北海道が定める自然環境保全地域の指定地はありません。

平成元年に北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」の中で「すぐれた自然地域」として天然林・水鳥類飛来地・湿原・良好な天然湖沼を有するポロト湖周辺(ヨコスト湿原を含む)が指定されており、「身近な自然地域」として、ヨコスト湿原を始め15ヶ所が指定されています。特に「身近な自然地域」は、市街地周辺に残された貴重な自然が残っている場所であり、今後も関係者の理解と協力を得ながら保全を図ることが必要です。

#### 身近な自然地域

アヨロ・ポンアヨロ海岸	敷生川河川敷	仙台藩陣屋跡
メップ川流域	旧大昭和公園	御料地橋の川原
竹浦の砂浜	白老川河川敷	日の出雑木林
手塚の沼	旧白老墓地跡	ヨコスト湿原
アートコミュニティ	白老八幡神社境内	社台の砂浜

#### 2 記念保護樹木

白老八幡神社境内の「誉の水松」(イチイ)は、銘木として選ばれ、北海道自然環境等保全条例に基づき、昭和47年3月1日に記念保護樹木の指定を受けています。

#### 第2節 野生鳥獣保護の現況

#### 1 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域

白老町内では、野生鳥獣の保護及び繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、北海道が「鳥獣保護区」3箇所を指定しています。

また、特に銃器による狩猟を禁止する「銃猟禁止区域」を1箇所指定しています。

#### 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域

名 称	面積	存 続 期 間
白老王子鳥獣保護区	5 4 0 ha	平成 6年10月1日~平成26年9月30日
ポロト鳥獣保護区	3 9 7 ha	平成16年10月1日~平成36年9月30日
俱多楽湖鳥獣保護区	7 9 9 ha	平成 3年10月1日~平成23年9月30日
3コスト湿原特定猟具使用禁止区域	3 6 ha	平成12年10月1日~平成22年9月30日

#### 2 鳥獣保護の状況

白老町では、鳥獣保護員と連携して傷病鳥獣の保護(収容)を行っています。 傷病鳥獣保護(収容)状況

区分	平成 21 年度
鳥 類	1
獣 類	0
計	1

( )は回復し放鳥した数

#### 参考資料

#### 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準(抜粋)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO2)	1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以
一酸化灰糸(CO)	下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値0.20ppm以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。
微小粒子状物質	$1$ 年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ $1$ 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること。
	-

#### 備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

#### 2 水質汚濁に係る環境基準(白老町関係分)

(1) 人の健康の保護に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/1以下	チウラム	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	シマジン	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/1以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	シス-1, 2-シ クロロエチレン	0.04mg/1以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/1以下	セレン	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
РСВ	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	ほう素	1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下		

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量 限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 と亜硝酸イオン の濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

#### (2) 環境の保全に係る環境基準(抜粋)

#### ア河川

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び類型B以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m L以下

#### 備考

1 基準値は日間平均値とする。

#### イ湖沼

項目	√1		基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L 以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下

#### 備考

1 基準値は日間平均値とする。

#### ウ海域

項目			基	準	値	
類型	利 用 目 的の適 応 性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n ーヘキサン摘 出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
В	水産2級 工業用水 及び類型C以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L 以上	_	検出されないこと

#### 備考

1 基準値は日間平均値とする。

#### 3 騒音に係る環境基準

(平成11年4月1日北海道告示第532号)

(単位: d B)

区分	類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線数	昼間	夜間
四月	四月一次王	張日が同位に至って日だ地域	平水妖	6 時~ 2 2 時	22時~6時
		第1種区域及び第2種区域(都市計		55デシベル以下	45デシベル以下
		画法に基づく用途地域が第1・2種			
in.	A	低層住居専用地域及び第1・2種中			
般		高層住居専用地域に限る。)			
地	D	第2種区域(類型Aを当てはめる地			
域	В	域を除く。)			
	С	第3種区域及び第4種区域		60デシベル以下	50デシベル以下
道		第1種区域及び第2種区域(都市計			
路		画法に基づく用途地域が第1・2種	2 車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
12	A	低層住居専用地域及び第1・2種中	2 早脉以上	60プンベル以下	99754700
面す		高層住居専用地域に限る。)			
3	D	第2種区域 (類型Aを当てはめる地	0 声绡四上		
地	В	域を除く。)	2 車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
域	С	第3種区域及び第4種区域	1 車線以上		

注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、 特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
6 時~ 2 2 時	2 2 時~ 6 時
70デシベル以下	6 5 デシベル以下

(備考) 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注) 1 基準値は、等価騒音レベル (Leg)
  - 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
  - 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
  - 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
  - 5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局通知(平成10年9月30日付け環大企第257号)で次のとおり定められています。
  - (1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等
  - (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの 距離によりその範囲が特定される。
    - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
    - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

# 4 悪臭防止法に係る規制基準(抜粋)

# (1) 敷地境界線における悪臭物質規制基準

	****	,	
区域区分特定悪臭物質	臭いの特徴	A区域	B区域
アンモニア	し尿のような臭い	1	2
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.002	0.004
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル	- 腐ったキャベツのような臭い	0.009	0.03
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	0.02
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	よ コ フ L ご よ、II. III.ム	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	- むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003	0.006
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9	4
酢酸エチル	北部かれ ハルーのとるか自い	3	7
メチルイソブチルケトン	- 刺激的なシンナーのような臭い	1	3
トルエン	ガソリンのような臭い	1 0	3 0
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4	0.8
キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
プロピオン酸	刺激的なすっぱい臭い	0.03	0.07
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	- むれた靴下のような臭い	0.0009	0.002
イソ吉草酸	↑ むオレクに判止下のような关い	0.001	0.004

(単位:ppm)

#### 平成22年度版

# 白老町環境白書

平成 2 4 年発行 編集発行 白老町生活環境課 〒059-0995 白老郡白老町大町 1 丁目 1 番 1 号 TEL 0144-82-2265 FAX 0144-82-4391 E-mail seikatu@town.shiraoi.lg.jp